【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年7月15日提出

【計算期間】 第19特定期間(自 平成22年11月6日 至 平成23年5月6日)

【ファンド名】 アセットバック証券オープンCコース

アセットバック証券オープンDコース

(以上を総称して「アセットバック証券オープン(毎月分配型)」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「アセットバック証券オープンCコース」を「Cコース」、「アセットバック証券オープンDコース」を「Dコース」という場合があります。また、「アセットバック証券オープンCコース」、「アセットバック証券オープンDコース」に「(毎月分配型)」を付記する場合があります。)

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役会長 岩 崎 俊 博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号

【電話番号】 03-3241-9511

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

アセットバック証券オープン(毎月分配型)は、2本のスイッチング可能なファンドから構成 されています。

米国ドル建のアセットバック証券を実質的な主要投資対象 ¹ とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

Cコース…実質組入外貨建資産については、原則として米国ドルを用いて為替ヘッジを行ないます。

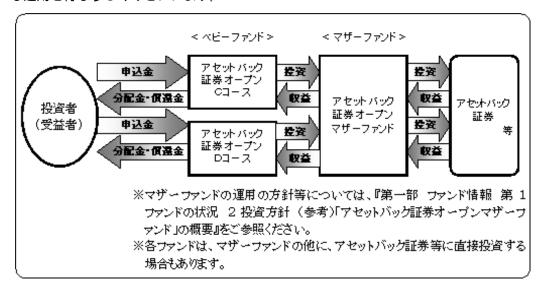
Dコース...実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

毎月決算 2を行ない、原則として安定分配を行ないます。

- 1 各ファンドは、「アセットバック証券オープンマザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- 2 決算日は、原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)とします。

《ファミリーファンド方式について》

各ファンドは「アセットバック証券オープンマザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです.

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(アセットバック証券オープンCコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

《周注区刀衣》				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	_		
中小型株	-	日本		
/= **	年4回	ELENZI		
債券	<i>T</i> .□	北米	ファミリー	あり
│ 一般 │ 公債	年6回 (隔月)	区欠州	ファンド	(フルヘッジ)
公頃 社債	(附力)	<u></u>		
☆原 その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
	-7/3/	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オブ・	
その他資産	()	アフリカ	ファンズ	
(投資信託証券				
(債券 その他		中近東		
債券))		(中東)		
┃ ┃資産複合		エマージング		
貝圧液口 ()		_ 		
┃ (
→ 資産配分固定型 → 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

(アセットバック証券オープンDコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	n+		
中小型株	年4回	日本		
↓ Ⅰ 債券	十4日	北米	ファミリー	あり
一般	年6回	NUAN	ファンド	()
公債	(隔月)	区欠州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	ナヤマーマ		
	日々	オセアニア 		
┃ 不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オブ・	
その他資産	()	アフリカ	ファンズ	
(投資信託証券		±\=+		
(債券 その他 債券))		中近東		
 		(中東)		
┃ ┃資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。 なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記 して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な 仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類におい て「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小 分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ、)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は 為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

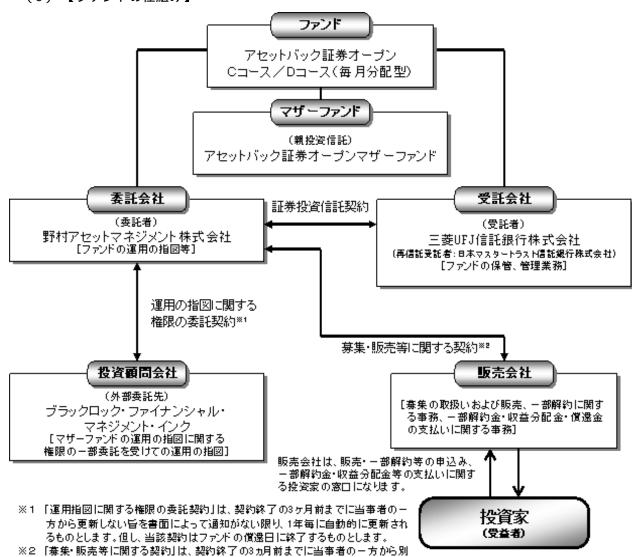
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。) を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年3月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成23年5月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野

村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成23年5月末現在)

名称	名称 住所		比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1 アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、アクティブに運用することを基本とします。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な3つのセクター(MBS、CMBS、ABS)への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネージメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

各種アセットバック証券に分散投資を行ないます。

アセットバック証券等への実質投資割合は、原則として高位とします。

A格相当以上の長期格付を有していない(格付が公表されていないものを含む。) アセット バック証券への投資も行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への実質投資割合は、原則として純資産総額の20% 以内とします。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

《アセットバック証券について》

MBS (Mortgage Backed Securities)

主として住宅ローンを担保として発行された証券(住宅ローン担保証券)です。大部分は米国の政府機関である政府抵当金庫(GNMA)、連邦抵当金庫(FNMA)、連邦住宅金融抵当公社(FHLMC)により発行されています。

CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities)

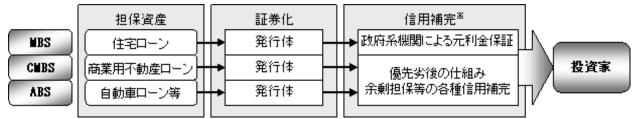
オフィスやホテル、多世帯住宅などの商業用不動産ローンを担保に発行された証券(商業用不動産ローン担保証券)です。

ABS (Asset Backed Securities)

自動車ローンやクレジットカードローン等各種の貸付債権を担保として発行された証券(各種資産担保証券。ただし、上記のMBS、CMBSの性質を有する証券を除きます。)です。

既発行の上記証券を担保として発行される各種証券なども上記に含まれます。例えば代表的なMBSであるパススルー証券を担保として発行されるCMO(Collateralized Mortgage Obligation)などがこれにあたります。

また「アセットバック証券」は、米国で発行、流通するものが大半であり、以下特別な断りがない限り「アセットバック証券」とは、米国で発行、流通するものを指します。



信用補完とは、担保となっているローンに支払い不能が生じた場合に、支払不能につながることを回避 する為、政府機関等が元利金を保証する仕組みのことです。

アセットバック証券の特徴

個々のローンを多数集めて証券化されます。

住宅用不動産を担保とした個人向け住宅ローンや商業用不動産ローンなどをタイプ毎にたくさん集めて"グループ"にし、それを担保として証券化したものがアセットバック証券です。

通常毎月元利あるいは金利の支払いがあります。

担保となっているローンからは通常毎月金利の支払いや元本の返済が生じます。従って、アセットバック証券の保有者には通常毎月利息の受取りや元本の一部償還が発生することになります。一般的な債券では元本は満期時に一括して償還されますので、この点が大きく異なります。

アセットバック証券の中には、一般的な債券と同様、元本が満期時に一括償還されるものもあります。

期限前償還リスクがある故に相対的に高い利回りです。

住宅ローン等の借り手が満期前に残りのローンを一括して返済した場合、証券の元本もこれにあわせて償還されます。これを「期限前償還」といいます。この場合、証券の保有者は"予定外"の元本償還を受けることとなります。これを「期限前償還リスク」と呼びます。

例えば、住宅ローンの場合など過去の金利低下時には、より低金利のローンへの借替えが多数発生したために期限前償還が増加するなどの現象が見られています。

通常の満期一括償還の債券と違ってアセットバック証券は、一般的に満期までの期間を通じて元本の一部償還が徐々に進行し、かつその程度やスピードが(ある程度予想は可能なものの)"不確定"である点が大きな特徴です。このためアセットバック証券の利回りはこうした性質を有さない他の証券(債券)に比べて相対的に高くなっています。

アセットバック証券の一部には、期限前償還が少ないものもあります。

信用補完により信用力が高められています。

担保となっているローンに支払不能が生じた場合に、それがそのままアセットバック証券の支払不能につながることを回避するため、通常アセットバック証券には支払保証などの種々の信用補完が付与されています。一例としてGNMAが発行したMBSは、政府機関が支払保証をしています。

上記は平成23年7月15日現在での代表的なアセットバック証券の一般的な特徴を示したものであり、 当該証券のすべての特徴を網羅したものではありません。

また、個々のアセットバック証券には様々な形態やストラクチャーがあり、すべてのアセットバック証券が上記の特徴に合致するとは限りません。

2 「Cコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Dコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

「Cコース」 < 為替ヘッジあり >

実質組入外貨建資産については、原則として米国ドルを用いて為替ヘッジを行ないます。

「Dコース」 < 為替ヘッジなし >

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

3 プラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、「ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク」に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

委託する範囲 : アセットバック証券および米国公社債(含む短期金融商品)の運用

委託先名称 : BlackRock Financial Management, Inc.

(ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク)

委託先所在地 : 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

委託に係る費用 : 「アセットバック証券オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証

券投資信託の委託会社が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資

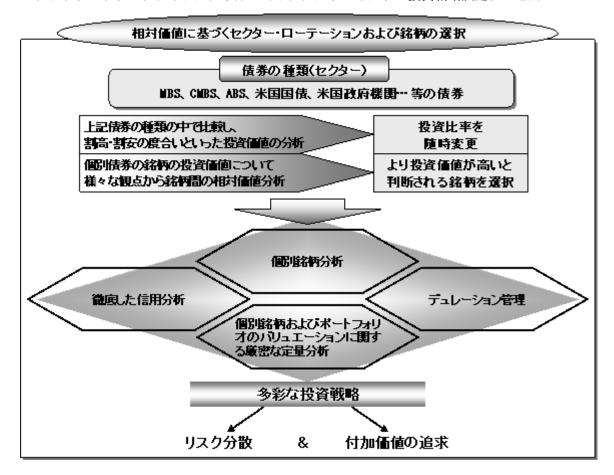
産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.23%
500億円超750億円以下の部分	年0.18%
750億円超の部分	年0.13%

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資戦略決定プロセス



ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクの紹介

BlackRock Financial Management, Inc. (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク)は、ブラックロック・インク(BlackRock, Inc. 以下「BRI」といいます。)の完全保有子会社です。BRIは、NY証券取引所に上場されています。BRIは、その様々な資産運用子会社(総称して「ブラックロック」といいます。)を通じて投資運用サービスを提供しています。

「ブラックロックの債券運用スタイル 1

顧客のリスク許容度や運用ニーズ、ベンチマークに応じた幅広い債券運用商品を提供しています。

- ・金利変動リスクを厳格に維持・管理
- ・相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーション

その運用スタイルは、金利の方向性・タイミングに多くを依存せず、デュレーション(金利変動リスク)を一定範囲内に厳格に維持・管理した上で、相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーションを行なって運用することにあります。

[ブラックロックの債券運用プロセス]

下記の分析・管理に基づいて、経験と専門性を有するポートフォリオ・マネージャーが投資判断を 行ないます。

- ・相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- ・デュレーション(金利変動リスク)の管理
- ・証券やポートフォリオの厳密な定量的価値分析

「ブラックロックの概要]

設立:1988年

事業内容:ブラックロックは、世界中の顧客に、債券・短期金融資産・株式の運用およびオルタナティブ投資のサービスを提供しています。加えて、資本市場に関する知識および専門技術を独自のリスク・マネジメントのシステムおよびテクノロジーと結合させた、リスク・マネジメント・サービスの主要な提供者でもあります。ブラックロックは、グローバルな投資運用およびリスク・マネジメントのサービス提供における最大手の1つです。

(2) 【投資対象】

米国ドル建のアセットバック証券を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは「アセットバック証券オープンマザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建のアセットバック証券等に投資を行ないます。なお、米国ドル建のアセットバック証券等に直接投資する場合もあります。

マザーファンドの主要投資対象

米国ドル建のMBS(Mortgage Backed Securities)、CMBS(Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS(Asset Backed Securities)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券(以上を総称して「アセットバック証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、一部米国国債、米国政府機関の発行した債券および米国ドル建以外のアセットバック証券に投資する場合もあります。



なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

「Cコース」「Dコース」共通

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
- ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるアセットバック証券オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- 5. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の 行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予 約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法 施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を 含みます。)をいいます。

- 6. コマーシャル・ペーパー
 - 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 8.投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
 - 9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 12.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 - 13.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

14.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

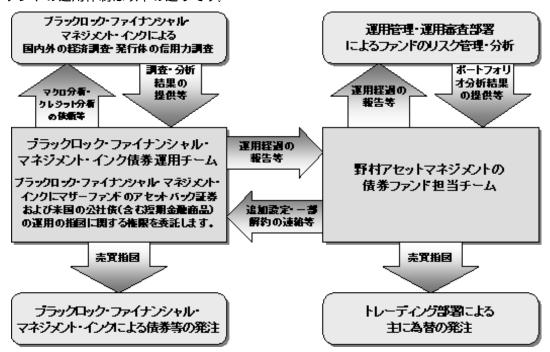
- 1.預金
- 2.指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

(3) 【運用体制】

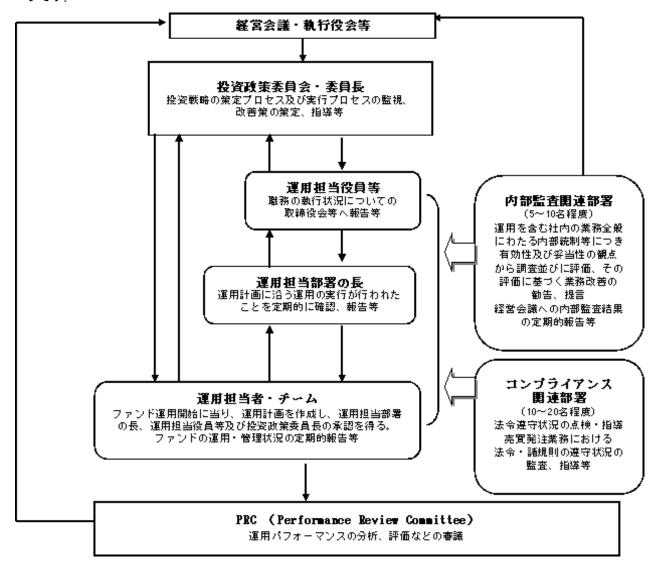
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成23年7月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

「Cコ-ス」「Dコース」共通

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

ファンドの決算日

原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(5) 【投資制限】

「Cコース」「Dコース」共通

株式への投資割合(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財

産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、 委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第23条)

委託者が投資することを指図する株式は、運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の10%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の

額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第29条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(運用の基本方針2.運用方法(3)投資制限)

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

資金の借入れ(約款第38条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(参考)「アセットバック証券オープンマザーファンド」の概要

運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国ドル建のMBS(Mortgage Backed Securities)、CMBS(Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS(Asset Backed Securities)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券(以上を総称して「アセットバック証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、一部米国国債、米国政府機関の発行した債券および米国ドル建以外のアセットバック証券に投資する場合もあります。

(2) 投資態度

主として米国ドル建のアセットバック証券に分散投資し、高収益の獲得およびリスクの分散を図ることを目指します。

運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な3つのセクター(MBS、CMBS、ABS)への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネージメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

アセットバック証券等への投資割合は、原則として高位とします。

A 格相当以上の長期格付を有していない(格付が公表されていないものを含む。) アセットバック証券への投資も行ないます。

投資適格格付未満のアセットバック証券への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。米国ドル 建以外の外貨建資産については、原則として当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の 効果が得られる為替予約を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する 場合もあります。

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.) に当ファンドのアセットバック証券および米国公社債 (含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの 運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の</u> 下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

[債券価格変動リスク]

債券は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。

他の債券と同様、アセットバック証券の価格は、通常金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っております。各ファンドは実質的にアセットバック証券に投資を行ないますので、金利変動の影響を受けます(ただし、一部のアセットバック証券では、金利が上昇すれば価格が上昇し、金利が低下すれば下落するなどの特性を持った証券があります。)。

また、各ファンドは一部相対的に格付の低いアセットバック証券へも投資を行ないますが、こうした証券は、格付の高い債券に比べ、信用状況の変化の影響を大きく受けることが考えられます。

[為替変動リスク]

「Dコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Cコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替へッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

[期限前償還リスク]

アセットバック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加するのに伴ない、アセットバック証券の期限前償還(元本の一部が満期前に償還されること)も増加することになります。期限前償還は金利要因のほかにも様々な要因によって変化すると考えられます。期限前償還の変化によるアセットバック証券の価格変動は、個々のアセットバック証券の種類や特性によって様々であり、一様ではありません。また、アセットバック証券の一部には仕組み上、期限前償還が抑えられているものもあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が 不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が 生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配 金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

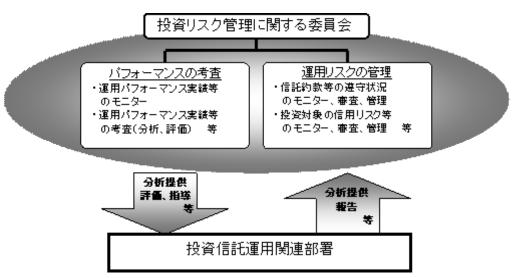
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価) の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成23年7月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.05%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の107.1(税抜年10,000分の102)の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

<委託会社> <販売会社> <受託会社>

年10,000分の57 年10,000分の40 年10,000分の5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、「アセットバック証券オープンマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「アセットバック証券オープンマザーファンド」を投資対象とする追加型証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

<平均純資産総額> <率>

500億円以下の部分年10,000分の23500億円超750億円以下の部分年10,000分の18750億円超の部分年10,000分の13

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10% (所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

平成23年12月31日までの間は、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金 (解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源 泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成 24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲 渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

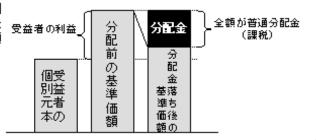
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が特別分配金となり、分配金から 特別分配金を控除した額が普通分配金と なります。なお、受益者が特別分配金を受 け取った場合、分配金発生時にその個別元 本から特別分配金を控除した額が、その後 の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	1.05%(税抜1.0%)以内 1	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	0.3% ²	

- 1 基準価額に、1.05%(税抜1.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 2 基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益(譲渡益) ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益(譲渡益) ² に対して10% ¹

- 1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
- 2 詳しくは前述の「換金 (解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成23年5月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「Cコース」

_			
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,116,144,405	98.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,320,673	1.35
合計(純資産総額)		1,131,465,078	100.00

<u>「Dコース」</u>

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,098,222,579	99.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,237,275	0.86
合計(純資産総額)		2,116,459,854	100.00

<ご参考> 「アセットバック証券オープンマザーファンド」

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	1 1		
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,292,915,811	29.88
外国証券(ABS)	アメリカ	35,880,395	0.82
外国証券(MBS)	アメリカ	1,681,338,419	38.85
外国証券(CMBS)	アメリカ	1,155,364,737	26.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		161,515,611	3.73
合計(純資産総額)		4,327,014,973	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】「Cコース」

	-	\							
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	アセットバック証券オ - プン マザーファンド	807,863,640	1.3629	1,101,037,355	1.3816	1,116,144,405	98.64

「<u>Dコース」</u>

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	也咨信託马共託类	アセットバック証券オ - プン マザーファンド	1,518,690,344	1.3628	2,069,671,201	1.3816	2,098,222,579	99.13

<ご参考> 「アセットバック証券オープンマザーファンド」

٠ ٪	セットハ	ツソ証务	『オーブンマザーファン	L 1							
順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ		US TREASURY N/B	10,900,000	8,867.73	966,583,022	9,096.78	991,549,972	4.25	2017/11/15	22.91
2	アメリカ	(MBS)	GNSF 4.5 6/11 TBA	10,500,000	8,501.66	892,675,087	8,545.47	897,274,712	4.5	2041/6/20	20.73
3	アメリカ	(MDS)	GNSF 4 6/11 TBA		8,261.13			281,781,002	4	2041/6/20	ldot
4	アメリカ		US TREASURY N/B	3,000,000	8,146.86	244,405,941	8,209.63	246,289,087	2	2016/4/30	5.69
5	アメリカ	(MBS)	FN AC8064	2,656,083.82	8,274.83	219,786,494	8,409.78	223,370,877	4.5	2039/12/1	5.16
6	アメリカ	(MBS)	FNCL 4.5 6/11 TBA	2,200,000	8,345.80	183,607,710	8,395.09	184,692,051	4.5	2041/6/13	4.26
7	アメリカ	社債券 (CMBS)	CSFB 2005-C2 A4	2,000,000	8,581.61	171,632,277	8,664.02	173,280,482	4.832	2037/4/15	4.00
8	アメリカ	(CMBS)	GECMC 2002-3A D	2,000,000	8,419.53	168,390,687	8,397.73	167,954,615	5.335	2037/12/10	3.88
9	アメリカ	(CMB2)	BACM 2005-1 A4	1,790,000	8,367.20	149,772,970	8,346.53	149,402,924	5.066447	2042/11/10	3.45
10	アメリカ	(CMBS)	CSFB_05-C6 A4	1,500,000	8,733.48	131,002,233	8,870.67	133,060,124	5.23	2040/12/15	3.07
11	アメリカ	社債券 (CMBS)	MSC_2005-HQ5 A4	1,200,000	8,709.08	104,509,017	8,749.07	104,988,852	5.168	2042/1/14	2.42
12	アメリカ	社債券 (CMBS)	JPMCC_05-LDP5 A4	1,000,000	8,767.30	87,673,062	8,867.86	88,678,659	5.203121	2044/12/15	2.04
13	アメリカ	社債券 (CMBS)	TIAA 2007-C4 A3	1,000,000	8,841.07	88,410,704	8,859.98	88,599,801	5.982985	2039/8/15	2.04
14	アメリカ	社債券 (CMBS)	MSC 2005-HQ6 A4A	1,000,000	8,694.51	86,945,175	8,781.89	87,818,945	4.989	2042/8/13	2.02
15	アメリカ	(CMB2)	BSCMS 2005-PWR9 A4A		8,641.09	86,410,922	·	87,217,328	4.871	2042/9/11	2.01
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	700,000	7,621.04	53,347,309	7,868.10	55,076,752	2.625	2020/8/15	1.27
17	アメリカ	特殊債券 (MBS)	FNMA 15YR 933924	595,163.1	8,528.79	50,760,245	8,587.26	51,108,232	4.5	2023/5/1	1.18
18	アメリカ	社債券 (CMBS)	JPMCC 2010-C2 A3	400,000	7,856.30	31,425,231	8,104.55	32,418,214	4.0698	2043/11/15	0.74
19	アメリカ	(ABS)	SBAP 1998-20F 1	340,863.92	8,827.14	30,088,556	8,831.26	30,102,588	6.3	2018/6/1	0.69
20	アメリカ	(MBS)	BSARM 04-7 4A	371,823.12	7,334.19	27,270,244	7,517.51	27,951,850	3.040096	2034/10/25	0.64
21	アメリカ	(CMB2)	BSCMS 2005-PW10 AM	300,000	8,382.11	25,146,357	8,369.69	25,109,093	5.449	2040/12/11	0.58
22	アメリカ	(CMBS)	CD_06-CD3 AM	200,000	8,352.24	16,704,487	8,234.10	16,468,214	5.648	2048/10/15	0.38
23	アメリカ	(MB2)	FNMA 15YR 928535	72,100.23	8,634.74	6,225,673	8,686.59	6,263,055	5	2022/7/1	0.14
24	アメリカ	(ABS)	SBAP 97-20E	50,533.57	8,809.44	4,451,729	8,879.58	4,487,169	7.3	2017/5/1	0.10
25	アメリカ	(MB2)	GNMA 30YR 589197	36,030.93	9,157.22	3,299,435	9,215.72	3,320,510	6.5	2032/8/15	0.07
26	アメリカ	(MBS)	FNMA 15YR 845444	36,517	8,662.24	3,163,192	8,709.34	3,180,390	5	2021/3/1	0.07
27	アメリカ	特殊債券 (MBS)	GNMA 364408	15,429.79	9,176.63	1,415,936	9,220.64	1,422,726	6.5	2023/11/15	0.03
28	アメリカ	特殊債券 (ABS)	SBAP 92-20H 1 PASS-THROG	15,466.55	8,402.08	1,299,512	8,344.70	1,290,638	7.4	2012/8/1	0.02
29	アメリカ	社債券 (MBS)	DBL CMO TRUST V 1A1A	12,656.97	8,008.73	1,013,663	7,652.21	968,538	0	2018/9/1	0.02
30	アメリカ	社債券 (CMBS)	CS FIRST BOSTON1997-C2AX	1,033,836.1	36.39	376,274	35.54	367,486	0.104755	2035/1/17	0.00

種類別及び業種別投資比率

「Cコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		98.64
合計	98.64	

「<u>Dコース」</u>

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.13
合計		99.13

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		29.88
外国証券(ABS)		0.82
外国証券(MBS)		38.85
外国証券(CMBS)		26.70
合計	96.26	

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。「パコース・

<u>「Cコース」</u>						
 特定期間	計算期間	純資産総額	頁(百万円)	1口当たり純資産額(円)		
行足期间	日 昇朔旧	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1特定期間	2002年 3 月1日~2002年 9 月5日	59,090	59,146	1.0529	1.0539	
第2特定期間	2002年 9 月6日~2003年 3 月5日	43,538	43,578	1.0828	1.0838	
第3特定期間	2003年 3 月6日~2003年 5 月6日	35,161	35,194	1.0765	1.0775	
第4特定期間	2003年 5 月7日~2003年11月5日	21,208	21,238	1.0590	1.0605	
第5特定期間	2003年11月6日~2004年 5 月6日	17,519	17,552	1.0471	1.0491	
第6特定期間	2004年 5 月7日~2004年11月5日	15,116	15,128	1.0739	1.0747	
第7特定期間	2004年11月6日~2005年 5 月6日	11,766	11,773	1.0653	1.0659	
第8特定期間	2005年 5 月7日~2005年11月7日	8,221	8,225	1.0268	1.0273	
第9特定期間	2005年11月8日~2006年 5 月8日	5,966	5,969	1.0114	1.0119	
第10特定期間	2006年 5 月9日~2006年11月6日	4,667	4,669	1.0195	1.0200	
第11特定期間	2006年11月7日~2007年 5 月7日	3,818	3,820	1.0156	1.0161	
第12特定期間	2007年 5 月8日~2007年11月5日	2,986	2,988	0.9918	0.9923	
第13特定期間	2007年11月6日~2008年 5 月7日	2,408	2,413	0.9541	0.9557	
第14特定期間	2008年 5 月8日~2008年11月5日	1,907	1,911	0.8993	0.9012	
第15特定期間	2008年11月6日~2009年 5 月7日	1,739	1,744	0.8922	0.8946	
第16特定期間	2009年 5 月8日~2009年11月5日	1,624	1,628	0.8991	0.9013	
第17特定期間	2009年11月6日~2010年 5 月6日	1,523	1,527	0.9084	0.9106	
第18特定期間	2010年 5 月7日~2010年11月5日	1,345	1,348	0.9489	0.9509	
第19特定期間	2010年11月6日~2011年 5 月6日	1,158	1,160	0.9240	0.9260	
	2010年5月末日	1,513		0.9122		
	6月末日	1,468		0.9257		
	7月末日	1,445		0.9320		
	8月末日	1,413		0.9416		
	9月末日	1,370		0.9423		
	10月末日	1,336		0.9415		
	11月末日	1,302		0.9341		
	12月末日	1,248		0.9150		
	2011年1月末日	1,228		0.9178		
	2月末日	1,212		0.9130		
	3月末日	1,146		0.9121		
	4月末日	1,151		0.9186		
	5月末日	1,131		0.9310		

「Dコース」

4+0##	+1 /// #1100	純資産総額	頁(百万円)	1口当たり紅	屯資産額(円)
特定期間	計算期間	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	2002年 3 月1日~2002年 9 月5日	29,007	29,069	0.9378	0.9398
第2特定期間	2002年 9 月6日~2003年 3 月5日	30,099	30,161	0.9585	0.9605
第3特定期間	2003年 3 月6日~2003年 5 月6日	28,525	28,585	0.9623	0.9643
第4特定期間	2003年 5 月7日~2003年11月5日	21,241	21,292	0.8780	0.8801
第5特定期間	2003年11月6日~2004年 5 月6日	20,500	20,560	0.8594	0.8619
第6特定期間	2004年 5 月7日~2004年11月5日	19,083	19,132	0.8590	0.8612
第7特定期間	2004年11月6日~2005年 5 月6日	18,466	18,528	0.8393	0.8421
第8特定期間	2005年 5 月7日~2005年11月7日	18,401	18,463	0.9104	0.9135
第9特定期間	2005年11月8日~2006年 5 月8日	13,996	14,049	0.8531	0.8563
第10特定期間	2006年 5 月9日~2006年11月6日	10,856	10,896	0.9116	0.9149
第11特定期間	2006年11月7日~2007年 5 月7日	8,726	8,757	0.9291	0.9324
第12特定期間	2007年 5 月8日~2007年11月5日	7,009	7,033	0.8726	0.8757
第13特定期間	2007年11月6日~2008年 5 月7日	5,734	5,754	0.7730	0.7757
第14特定期間	2008年 5 月8日~2008年11月5日	4,569	4,585	0.6918	0.6942
第15特定期間	2008年11月6日~2009年 5 月7日	4,091	4,104	0.6812	0.6834
第16特定期間	2009年 5 月8日~2009年11月5日	3,340	3,349	0.6332	0.6349
第17特定期間	2009年11月6日~2010年 5 月6日	3,135	3,143	0.6605	0.6623
第18特定期間	2010年 5 月7日~2010年11月5日	2,383	2,389	0.5998	0.6013
第19特定期間	2010年11月6日~2011年 5 月6日	2,111	2,117	0.5797	0.5812
	2010年5月末日	3,027		0.6477	
	6月末日	2,890		0.6373	
	7月末日	2,771		0.6294	
	8月末日	2,644		0.6207	
	9月末日	2,517		0.6158	
	10月末日_	2,372		0.5945	
	11月末日	2,395		0.6136	
	12月末日_	2,241		0.5818	
	2011年1月末日	2,236		0.5881	
	2月末日	2,175		0.5818	
	3月末日	2,183		0.5910	
	4月末日_	2,141		0.5877	
	5月末日	2,116		0.5872	

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】 「Cコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2002年 3 月1日~2002年 9 月5日	0.0090 円
第2特定期間	2002年 9 月6日~2003年 3 月5日	0.0065 円
第3特定期間	2003年 3 月6日~2003年 5 月6日	0.0020 円
第4特定期間	2003年 5 月7日~2003年11月5日	0.0112 円
第5特定期間	2003年11月6日~2004年 5 月6日	0.0096 円
第6特定期間	2004年 5 月7日~2004年11月5日	0.0071 円
第7特定期間	2004年11月6日~2005年 5 月6日	0.0050 円
第8特定期間	2005年 5 月7日~2005年11月7日	0.0031 円
第9特定期間	2005年11月8日~2006年 5 月8日	0.0030 円
第10特定期間	2006年 5 月9日~2006年11月6日	0.0030 円
第11特定期間	2006年11月7日~2007年 5 月7日	0.0030 円
第12特定期間	2007年 5 月8日~2007年11月5日	0.0030 円
第13特定期間	2007年11月6日~2008年 5 月7日	0.0071 円
第14特定期間	2008年 5 月8日~2008年11月5日	0.0091 円
第15特定期間	2008年11月6日~2009年 5 月7日	0.0142 円
第16特定期間	2009年 5 月8日~2009年11月5日	0.0137 円
第17特定期間	2009年11月6日~2010年 5 月6日	0.0136 円
第18特定期間	2010年 5 月7日~2010年11月5日	0.0118 円
第19特定期間	2010年11月6日~2011年 5 月6日	0.0120 円

「<u>Dコース」</u>

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2002年 3 月1日~2002年 9 月5日	0.0155 円
第2特定期間	2002年 9 月6日~2003年 3 月5日	0.0130 円
第3特定期間	2003年 3 月6日~2003年 5 月6日	0.0040 円
第4特定期間	2003年 5 月7日~2003年11月5日	0.0154 円
第5特定期間	2003年11月6日~2004年 5 月6日	0.0128 円
第6特定期間	2004年 5 月7日~2004年11月5日	0.0137 円
第7特定期間	2004年11月6日~2005年 5 月6日	0.0158 円
第8特定期間	2005年 5 月7日~2005年11月7日	0.0180 円
第9特定期間	2005年11月8日~2006年 5 月8日	0.0193 円
第10特定期間	2006年 5 月9日~2006年11月6日	0.0196 円
第11特定期間	2006年11月7日~2007年 5 月7日	0.0195 円
第12特定期間	2007年 5 月8日~2007年11月5日	0.0189 円
第13特定期間	2007年11月6日~2008年 5 月7日	0.0163 円
第14特定期間	2008年 5 月8日~2008年11月5日	0.0154 円
第15特定期間	2008年11月6日~2009年 5 月7日	0.0133 円
第16特定期間	2009年 5 月8日~2009年11月5日	0.0110 円
第17特定期間	2009年11月6日~2010年 5 月6日	0.0104 円
第18特定期間	2010年 5 月7日~2010年11月5日	0.0093 円
第19特定期間	2010年11月6日~2011年 5 月6日	0.0090 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

<u>「Cコース」</u>

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2002年 3 月1日~2002年 9 月5日	6.2 %
第2特定期間	2002年 9 月6日~2003年 3 月5日	3.5 %
第3特定期間	2003年 3 月6日~2003年 5 月6日	0.4 %
第4特定期間	2003年 5 月7日~2003年11月5日	0.5 %
第5特定期間	2003年11月6日~2004年 5 月6日	0.2 %
第6特定期間	2004年 5 月7日~2004年11月5日	3.2 %
第7特定期間	2004年11月6日~2005年 5 月6日	0.3 %
第8特定期間	2005年 5 月7日~2005年11月7日	3.3 %
第9特定期間	2005年11月8日~2006年 5 月8日	1.2 %
第10特定期間	2006年 5 月9日~2006年11月6日	1.1 %
第11特定期間	2006年11月7日~2007年 5 月7日	0.1 %
第12特定期間	2007年 5 月8日~2007年11月5日	2.0 %
第13特定期間	2007年11月6日~2008年 5 月7日	3.1 %
第14特定期間	2008年 5 月8日~2008年11月5日	4.8 %
第15特定期間	2008年11月6日~2009年 5 月7日	0.8 %
第16特定期間	2009年 5 月8日~2009年11月5日	2.3 %
第17特定期間	2009年11月6日~2010年 5 月6日	2.5 %
第18特定期間	2010年 5 月7日~2010年11月5日	5.8 %
第19特定期間	2010年11月6日~2011年 5 月6日	1.4 %

「Dコー<u>ス」</u>

特定期間	計算期間	収益率	
第1特定期間	2002年 3 月1日~2002年 9 月5日	4.7	%
第2特定期間	2002年 9 月6日~2003年 3 月5日	3.6	%
第3特定期間	2003年 3 月6日~2003年 5 月6日	0.8	%
第4特定期間	2003年 5 月7日~2003年11月5日	7.1	%
第5特定期間	2003年11月6日~2004年 5 月6日	0.7	%
第6特定期間	2004年 5 月7日~2004年11月5日	1.5	%
第7特定期間	2004年11月6日~2005年 5 月6日	0.5	%
第8特定期間	2005年 5 月7日~2005年11月7日	10.6	%
第9特定期間	2005年11月8日~2006年 5 月8日	4.2	%
第10特定期間	2006年 5 月9日~2006年11月6日	9.2	%
第11特定期間	2006年11月7日~2007年 5 月7日	4.1	%
第12特定期間	2007年 5 月8日~2007年11月5日	4.0	%
第13特定期間	2007年11月6日~2008年 5 月7日	9.5	%
第14特定期間	2008年 5 月8日~2008年11月5日	8.5	%
第15特定期間	2008年11月6日~2009年 5 月7日	0.4	%
第16特定期間	2009年 5 月8日~2009年11月5日	5.4	%
第17特定期間	2009年11月6日~2010年 5 月6日	6.0	%
第18特定期間	2010年 5 月7日~2010年11月5日	7.8	%
第19特定期間	2010年11月6日~2011年5月6日	1.9	%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示して おります。

(4)【設定及び解約の実績】

「Cコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2002年3月1日~2002年9月5日	59,796,970,000	3,673,080,000	56,123,890,000
第2特定期間	2002年9月6日~2003年3月5日	6,635,520,000	22,551,090,000	40,208,320,000
第3特定期間	2003年3月6日~2003年5月6日	462,420,000	8,007,210,000	32,663,530,000
第4特定期間	2003年5月7日~2003年11月5日	814,600,000	13,452,050,000	20,026,080,000
第5特定期間	2003年11月6日~2004年5月6日	631,810,000	3,926,340,000	16,731,550,000
第6特定期間	2004年5月7日~2004年11月5日	119,600,000	2,775,090,000	14,076,060,000
第7特定期間	2004年11月6日~2005年5月6日	75,770,000	3,106,270,000	11,045,560,000
第8特定期間	2005年5月7日~2005年11月7日	50,090,000	3,089,230,000	8,006,420,000
第9特定期間	2005年11月8日~2006年5月8日	11,020,000	2,118,030,000	5,899,410,000
第10特定期間	2006年5月9日~2006年11月6日	25,610,000	1,346,470,000	4,578,550,000
第11特定期間	2006年11月7日~2007年5月7日	19,250,000	838,390,000	3,759,410,000
第12特定期間	2007年5月8日~2007年11月5日	1,040,000	748,840,000	3,011,610,000
第13特定期間	2007年11月6日~2008年5月7日	360,000	487,210,000	2,524,760,000
第14特定期間	2008年5月8日~2008年11月5日	310,000	404,150,000	2,120,920,000
第15特定期間	2008年11月6日~2009年5月7日	23,360,000	194,150,000	1,950,130,000
第16特定期間	2009年5月8日~2009年11月5日	1,860,000	145,410,000	1,806,580,000
第17特定期間	2009年11月6日~2010年5月6日	20,000	129,560,000	1,677,040,000
第18特定期間	2010年5月7日~2010年11月5日	850,000	259,950,000	1,417,940,000
第19特定期間	2010年11月6日~2011年5月6日	2,200,000	166,460,000	1,253,680,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

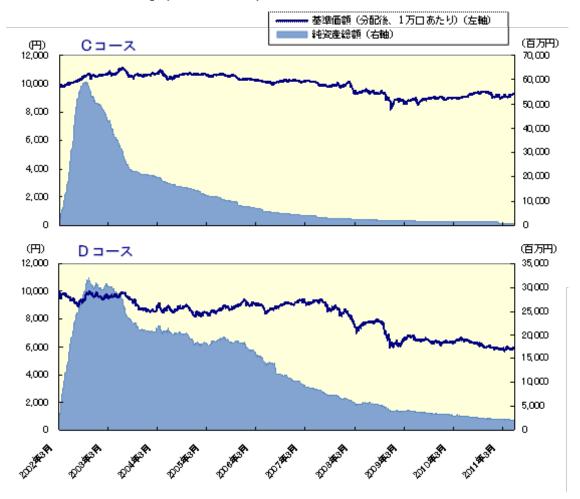
「Dコース」

<u> </u>				
特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2002年3月1日~2002年9月5日	31,327,540,000	395,800,000	30,931,740,000
第2特定期間	2002年9月6日~2003年3月5日	5,991,620,000	5,521,830,000	31,401,530,000
第3特定期間	2003年3月6日~2003年5月6日	968,900,000	2,727,640,000	29,642,790,000
第4特定期間	2003年5月7日~2003年11月5日	1,618,470,000	7,068,330,000	24,192,930,000
第5特定期間	2003年11月6日~2004年5月6日	875,920,000	1,213,660,000	23,855,190,000
第6特定期間	2004年5月7日~2004年11月5日	184,360,000	1,823,260,000	22,216,290,000
第7特定期間	2004年11月6日~2005年5月6日	1,379,840,000	1,594,000,000	22,002,130,000
第8特定期間	2005年5月7日~2005年11月7日	695,010,000	2,485,350,000	20,211,790,000
第9特定期間	2005年11月8日~2006年5月8日	785,880,000	4,589,910,000	16,407,760,000
第10特定期間	2006年5月9日~2006年11月6日	83,010,000	4,581,850,000	11,908,920,000
第11特定期間	2006年11月7日~2007年5月7日	57,340,000	2,574,150,000	9,392,110,000
第12特定期間	2007年5月8日~2007年11月5日	57,130,000	1,417,230,000	8,032,010,000
第13特定期間	2007年11月6日~2008年5月7日	38,830,000	652,080,000	7,418,760,000
第14特定期間	2008年5月8日~2008年11月5日	550,000	813,980,000	6,605,330,000
第15特定期間	2008年11月6日~2009年5月7日	2,520,000	601,100,000	6,006,750,000
第16特定期間	2009年5月8日~2009年11月5日	640,000	731,860,000	5,275,530,000
第17特定期間	2009年11月6日~2010年5月6日	840,000	529,670,000	4,746,700,000
第18特定期間	2010年5月7日~2010年11月5日	2,060,000	774,690,000	3,974,070,000
第19特定期間	2010年11月6日~2011年5月6日	330,000	331,130,000	3,643,270,000

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

<参考情報> 運用実績(2011年5月31日現在)

[基準価額・純資産の推移](日次:設定来)



[分配の推移](1万口あたり、課税前)

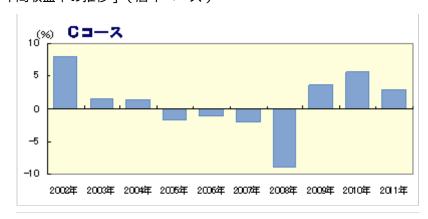
Cコース				
2011年5月	20	円		
2011年4月	20	円		
2011年3月	20	円		
2011年2月	20	円		
2011年1月	20	円		
直近1年間累計	238	円		
設定来累計	1,470	円		

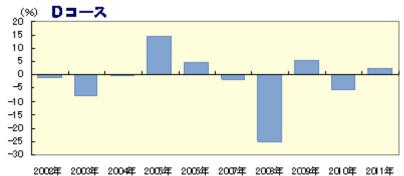
D コース			
2011年5月	15	円	
2011年4月	15	円	
2011年3月	15	円	
2011年2月	15	円	
2011年1月	15	円	
直近1年間累計	183	円	
設定来累計	2,702	円	

[主要な資産の状況]

実質的	な銘柄別投資比率(上位)				実質的な証券種類別投資	比率	
順位	銘柄	種類	膜 投资比率(%) 種類	投資比率(%)	率(%)		
/HILL	20173	127/4	ロコース	ロコース	1274	ロコース	ロコース
1	US TREASURYN/B	国债証券	22.6	22.7	国债証券	29.5	29.6
2	GNSF 4.5 6/11 TBA	特殊债券(MBS)	20.4	20.5	外国証券(ABS)	0.8	0.8
3	GNSF 4 6 /11 TBA	特殊债券(MBS)	6.4	6.5	外国証券(MBS)	38.3	38.5
4	US TREASURYN/B	国债証券	5.6	5.6	外国証券(CMBS)	26.3	26.5
5	FN AC8064	特殊债券(MBS)	5.1	5.1			
6	FNOL 4.5 6/11 TBA	特殊债券(MBS)	4.2	4.2			
7	CSFB 2005-C2 A4	計傳巻(CMBS)	3.9	4.0			
8	GEOMC 2002-3AD	社债券(CMBS)	3.8	3.8			
9	BAOM 2005-1 A4	社债券(CMBS)	3.4	3.4			
10	CSFB_05-C6 A4	社债券(CMBS)	3.0	3.0			

[年間収益率の推移](暦年ベース)





- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2002年は設定日(2002年3月1日)から年末までの収益率。
- ・2011年は年初から5月末までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。 グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)とします。

また、スイッチングによる申込みは、1万口以上1万口単位とします。

平成23年4月23日以降は、「Cコース」「Dコース」間でのスイッチングのみのお取扱いとなります。

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを取り消す場合があります。

上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

<申込手数料>

取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.05%(税抜1.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係 る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払い と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額 を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び 税金」をご覧下さい。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。

また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付

に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法 により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

	対象	評価方法		
	アセットバック証券	原則として、基準価額計算日 における、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する 価額で評価します。		
Γ	外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。		

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) < 受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成14年3月1日設定)。

(4)【計算期間】

原則として毎月6日から翌月5日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他(a)ファンドの繰上償還条項等等」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により「アセットバック証券オープンAコース」、「アセットバック証券オープンBコース」、「アセットバック証券オープンCコース」および「アセットバック証券オープンDコース」の受益権の口数を合計した口数が20億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ()上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を

下らないものとします。

- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の 総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契 約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係 るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行な いません。
- (v)上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その 命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者 または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した 場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解 約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に 関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に 委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月 を下らないものとします。

- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨 およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる 受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した ときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとすると きは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに 掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手続

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、 契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、 原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りである。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている 受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に かかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定さ れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている 受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算し て5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するもの とし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1万口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 【ファンドの経理状況】

アセットバック証券オープンCコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、前期(平成22年 5月7日から平成22年11月5日まで)および当期(平成22年11月6日から平成23年 5月6日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成22年 5 月7日から平成22年 11月5日まで)および当期(平成22年11月6日から平成23年 5 月6日まで)の財務諸表について、新日本有限 責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アセットバック証券オープンCコース】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十座:13)
	前期 平成22年11月 5日現在	当期 平成23年 5月 6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,772,632	12,384,433
親投資信託受益証券	1,325,173,781	1,126,951,147
派生商品評価勘定	6,703,200	19,142,825
未収入金	6,000,000	3,500,000
未収利息	35	31
流動資産合計	1,350,649,648	1,161,978,436
資産合計	1,350,649,648	1,161,978,436
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	30,340	-
未払収益分配金	2,835,880	2,507,360
未払解約金	1,034,880	-
未払受託者報酬	60,381	51,032
未払委託者報酬	1,171,392	990,045
その他未払費用	2,407	2,032
流動負債合計	5,135,280	3,550,469
負債合計	5,135,280	3,550,469
純資産の部		
元本等		
元本	1,417,940,000	1,253,680,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	72,425,632	95,252,033
(分配準備積立金)	438,384,147	383,103,543
元本等合計	1,345,514,368	1,158,427,967
純資産合計	1,345,514,368	1,158,427,967
負債純資産合計	1,350,649,648	1,161,978,436

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自平成22年 5月 7日 至平成22年11月 5日	当期 自平成22年11月 6日 至平成23年 5月 6日
営業収益		
受取利息	7,782	5,918
有価証券売買等損益	109,977,993	15,091,134
為替差損益	197,700,649	476,354
営業収益合計	87,730,438	14,608,862
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
受託者報酬	377,135	321,048
委託者報酬	7,316,423	6,228,300
その他費用	15,023	12,776
営業費用合計	7,708,581	6,562,124
営業利益	80,021,857	21,170,986
経常利益	80,021,857	21,170,986
当期純利益	80,021,857	21,170,986
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	847,245	597,791
期首剰余金又は期首欠損金()	153,603,327	72,425,632
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,030,250	13,795,353
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	20,030,250	13,795,353
剰余金減少額又は欠損金増加額	66,961	188,279
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	66,961	188,279
分配金	17,960,206	15,860,280
期末剰余金又は期末欠損金()	72,425,632	95,252,033

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

ᄪᅭ
損益
が休
が成り
まず。
50
Ξ,

(貸借対照表に関する注記)

ı	前期	当期
ı	平成22年11月5日現在	平成23年 5 月6日現在
ı	1 特定期間の末日における受益権の総数	1 特定期間の末日における受益権の総数
ı	1,417,940,000 □	1,253,680,000 口
	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額	 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定 する額
İ	元本の欠損 72,425,632 円	元本の欠損 95,252,033 円
	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9489 円 (10,000口当たり純資産額 9,489 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.9240 円 (10,000口当たり純資産額 9,240 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(摂血及び制示並引昇首に関する注記)	
前期	当期
自 平成22年 5 月7日	自 平成22年11月6日
至 平成22年11月5日	至 平成23年 5 月6日
1 運用の外部委託費用	1 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額

6,175,700 円

2 分配金の計算過程

平成22年5月7日から平成22年6月7日まで 当該期末における分配対象金額569,391,297円(10,000口当たり 3,437円)のうち、3,312,400円(10,000口当たり20円)を分配金額と しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	3,225,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	51,895,319円
分配準備積立金額	D	514,270,030円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	569,391,297円
当ファンドの期末残存口数	F	1,656,200,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,437円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	3,312,400円

当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全ての ベビーファンドの合計額となっております。

支払金額

5,223,568 円

2 分配金の計算過程

平成22年11月6日から平成22年12月6日まで 当該期末における分配対象金額475,389,415円(10,000口当たり 3,421円)のうち、2,778,680円(10,000口当たり20円)を分配金額と しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,009,799円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	43,764,183円
分配準備積立金額	D	429,615,433円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	475,389,415円
当ファンドの期末残存口数	F	1,389,340,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,421円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,778,680円

平成22年6月8日から平成22年7月5日まで 当該期末における分配対象金額543,773,532円(10,000口当た り3,441円)のうち、3,001,962円(10,000口当たり19円)を分配 金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	3,546,550円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	49,663,800円
分配準備積立金額	D	490,563,182円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	543,773,532円
当ファンドの期末残存口数	F	1,579,980,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,441円
10,000口当たり分配金額	Н	19円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	3,001,962円

平成22年7月6日から平成22年8月5日まで 当該期末における分配対象金額526,211,879円(10,000口 当たり3,439円)のうち、2,906,544円(10,000口当たり19円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,497,756円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	48,155,775円
分配準備積立金額	D	475,558,348円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	526,211,879円
当ファンドの期末残存口数	F	1,529,760,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,439円
10,000口当たり分配金額	Н	19円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,906,544円

平成22年8月6日から平成22年9月6日まで 当該期末における分配対象金額514,796,632円(10,000口 当たり3,434円)のうち、2,997,840円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。 平成22年12月7日から平成23年1月5日まで 当該期末における分配対象金額465,761,813円(10,000口当た り3,413円)のうち、2,729,240円(10,000口当たり20円)を分配 金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	1,493,944円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	42,997,820円
分配準備積立金額	D	421,270,049円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	465,761,813円
当ファンドの期末残存口数	F	1,364,620,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,413円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,729,240円

平成23年1月6日から平成23年2月7日まで 当該期末における分配対象金額455,629,103円(10,000口当た り3,405円)のうち、2,675,900円(10,000口当たり20円)を分配 金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	1,565,404円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	42,795,686円
分配準備積立金額	D	411,268,013円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	455,629,103円
当ファンドの期末残存口数	F	1,337,950,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,405円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,675,900円

平成23年2月8日から平成23年3月7日まで 当該期末における分配対象金額451,739,810円(10,000口 当たり3,401円)のうち、2,655,900円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	1,956,835円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	47,215,952円
分配準備積立金額	D	465,623,845円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	514,796,632円
当ファンドの期末残存口数	F	1,498,920,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,434円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,997,840円

╝			
]	項目		
9	費用控除後の配当等収益額	Α	2,145,045円
9	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
9 9 9	収益調整金額	С	42,475,826円
9	分配準備積立金額	D	407,118,939円
9	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	451,739,810円
1	当ファンドの期末残存口数	F	1,327,950,000口
9	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,401円
-1 9 9	10,000口当たり分配金額	Н	20円
9	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,655,900円

平成22年9月7日から平成22年10月5日まで 当該期末における分配対象金額498,414,254円(10,000口 当たり3,430円)のうち、2,905,580円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。 平成23年3月8日から平成23年4月5日まで 当該期末における分配対象金額427,049,831円(10,000口 当たり3,398円)のうち、2,513,200円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,239,755円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	45,762,858円
分配準備積立金額	D	450,411,641円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	498,414,254円
当ファンドの期末残存口数	F	1,452,790,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,430円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,905,580円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	1,911,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	40,209,045円
分配準備積立金額	D	384,929,197円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	427,049,831円
当ファンドの期末残存口数	F	1,256,600,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,398円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,513,200円

平成22年10月6日から平成22年11月5日まで 当該期末における分配対象金額485,885,110円(10,000口 当たり3,426円)のうち、2,835,880円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

平成23年4月6日から平成23年5月6日まで 当該期末における分配対象金額425,729,583円(10,000口 当たり3,395円)のうち、2,507,360円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,171,405円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	F.
収益調整金額	С	44,665,083円
分配準備積立金額	D	439,048,622円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	485,885,110円
当ファンドの期末残存口数	F	1,417,940,000
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,426円
10,000口当たり分配金額	Н	20円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	2,835,880円

J			
l	項目		
ı	費用控除後の配当等収益額	Α	2,171,844円
ı	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
ı	収益調整金額	С	40,118,680円
ı	分配準備積立金額	D	383,439,059円
ı	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	425,729,583円
ı	当ファンドの期末残存口数	F	1,253,680,000口
ı	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	3,395円
١	10,000口当たり分配金額	Н	20円
1	IV 益分配全全額	$T = F \times H/10 000$	2 507 360円

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品の状况に関する事項	
前期 自 平成22年 5 月7日 至 平成22年11月5日	当期 自 平成22年11月6日 至 平成23年 5 月6日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び 金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市 場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされ ております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変 動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資 金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引 を利用しております。	
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

同左

(2)全融商品の時価等に関する事項

(2)金融商品の時価寺に関する事項	
前期 平成22年11月5日現在	当期 平成23年 5 月6日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

\		
ſ	前期	当期
١	自 平成22年 5 月7日	自 平成22年11月6日
	至 平成22年11月5日	至 平成23年 5 月6日
	市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	
	一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	
ľ	れていないため、該当事項はございません。	
- 1		1

(その他の注記) <u>1 元本の移動</u>

前期		当期	
自 平成22年	自 平成22年 5 月7日 自		11月6日
至 平成22年11月5日		至 平成23年 5 月6日	
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,677,040,000 円 850,000 円 259,950,000 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,417,940,000 円 2,200,000 円 166,460,000 円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

ת	2月日的月间延分		
		前期	当期
		自 平成22年 5 月7日	自 平成22年11月6日
		至 平成22年11月5日	至 平成23年 5 月6日
	種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
	親投資信託受益証券	26,561,009	31,340,952
	合計	26,561,009	31,340,952

60/138

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

	前期(平成	22年11月	5日現在)		当期(平成	23年5月	16日現在))
種類	契約額等	(円)		評価損益(円)	契約額等	(円)		評価損益(円)
		うち1	<u> готщ(то)</u>	(13)	- Λη της ()	うち1	 -0 m(0 /	13/
		年超				年超		
市場取引以 外の取引								
為替予約取								
引								
│ 売建	1,308,310,540		1,301,637,680	6,672,860	1,100,158,495		1,081,015,670	19,142,825
米ドル	1,308,310,540		1,301,637,680	6,672,860	1,100,158,495		1,081,015,670	19,142,825
合計	1,308,310,540		1,301,637,680	6,672,860	1,100,158,495		1,081,015,670	19,142,825

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1)特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客 先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価してお ります。

特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、 当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1有価証券明細表

(1)株式(平成23年 5 月6日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年 5 月6日現在)

(=)				
種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受 益証券	アセットバック証券オ - プンマザー ファンド		1,126,951,147	
親投資信託受 益証券計	銘柄数:1		1,126,951,147	
	組入時価比率:97.3%		100%	
合計			1,126,951,147	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する 比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

アセットバック証券オープンDコース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、前期(平成22年 5月7日から平成22年11月5日まで)および当期(平成22年11月6日から平成23年 5月6日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成22年 5 月7日から平成22年 11月5日まで)および当期(平成22年11月6日から平成23年 5 月6日まで)の財務諸表について、新日本有限 責任監査法人による監査を受けております。

【アセットバック証券オープンDコース】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成22年11月 5日現在	当期 平成23年 5月 6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,969,583	19,896,048
親投資信託受益証券	2,366,938,055	2,091,569,525
未収入金	8,000,000	10,000,000
未収利息	63	50
流動資産合計	2,397,907,701	2,121,465,623
資産合計	2,397,907,701	2,121,465,623
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,961,105	5,464,905
未払解約金	5,980,000	2,161,061
未払受託者報酬	107,838	96,261
未払委託者報酬	2,092,029	1,867,427
その他未払費用	4,304	3,842
流動負債合計	14,145,276	9,593,496
負債合計	14,145,276	9,593,496
純資産の部		
元本等		
元本	3,974,070,000	3,643,270,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,590,307,575	1,531,397,873
(分配準備積立金)	343,996,594	302,789,578
元本等合計	2,383,762,425	2,111,872,127
純資産合計	2,383,762,425	2,111,872,127
負債純資産合計	2,397,907,701	2,121,465,623

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(
	前期 自平成22年 5月 7日 至平成22年11月 5日	当期 自平成22年11月 6日 至平成23年 5月 6日
営業収益		
受取利息	13,957	9,980
有価証券売買等損益	212,081,604	30,328,530
営業収益合計	212,067,647	30,318,550
営業費用		
受託者報酬	723,900	587,336
委託者報酬	14,043,622	11,394,276
その他費用	28,894	23,436
営業費用合計	14,796,416	12,005,048
営業利益	226,864,063	42,323,598
経常利益	226,864,063	42,323,598
当期純利益	226,864,063	42,323,598
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,157,365	600,266
期首剰余金又は期首欠損金()	1,611,350,762	1,590,307,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	286,676,197	135,865,390
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	286,676,197	135,865,390
剰余金減少額又は欠損金増加額	793,026	135,109
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	793,026	135,109
分配金	40,133,286	33,896,715
期末剰余金又は期末欠損金()	1,590,307,575	1,531,397,873

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女仏云前刀到にはる事項に関する注記)			
	前期	当期	
	自 平成22年 5 月7日	自 平成22年11月6日	
	至 平成22年11月5日	至 平成23年 5 月6日	
1 運用資産の評価基準	(1)親投資信託受益証券	(1)親投資信託受益証券	
及び評価方法	基準価額で評価しております。	同左	
2 費用・収益の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準	
	約定日基準で計上しております。	同左	
3 その他	当該財務諸表の特定期間は前期末が	当該財務諸表の特定期間は期末が休	
	休日のため、平成22年 5 月7日から平	日のため、平成22年11月6日から平成	
	成22年11月5日までとなっておりま	23年 5 月6日までとなっております。	
	す。		
1			

(貸借対照表に関する注記)

引用対照衣に削りる注記)	
平成22年11月5日現在	平成23年 5 月6日現在
特定期間の末日における受益権の総数	1 特定期間の末日における受益権の総数 3,643,270,000 口
, , ,	3,043,270,000 日 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定
する額	する額
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	元本の欠損 1,531,397,873 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.5998 円 (10,000口当たり純資産額 5,998 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.5797円 (10,000口当たり純資産額 5,797円)
	前期 平成22年11月5日現在 「特定期間の末日における受益権の総数 3,974,070,000 口 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,590,307,575 円 3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額1口当たり純資産額 0.5998 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年 5 月7日 至 平成22年11月5日 当期 自 平成22年11月6日 至 平成23年 5 月6日

1 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部 又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベ ビーファンドの合計額となっております。

支払金額

6,175,700 円

2 分配金の計算過程

平成22年5月7日から平成22年6月7日まで 当該期末における分配対象金額511,607,748円(10,000口当たり 1,097円)のうち、8,393,814円(10,000口当たり18円)を分配金額と しております。

1 運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象であるアセットバック証券オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全ての

なが、以下の金額は自該マザーファフトを投資対象とする主での ベビーファンドの合計額となっております。

支払金額

5,223,568 円

2 分配金の計算過程

平成22年11月6日から平成22年12月6日まで 当該期末における分配対象金額408,824,513円(10,000口当たり 1,049円)のうち、5,841,525円(10,000口当たり15円)を分配金額と しております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	4,156,541円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	81,171,744円
分配準備積立金額	D	426,279,463円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	511,607,748円
当ファンドの期末残存口数	F	4,663,230,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,097円
10,000口当たり分配金額	Н	18円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	8,393,814円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	3,641,148円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	67,961,290円
分配準備積立金額	D	337,222,075円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	408,824,513円
当ファンドの期末残存口数	F	3,894,350,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,049円
10,000口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,841,525円

平成22年6月8日から平成22年7月5日まで 当該期末における分配対象金額492,480,582円(10,000口当た り1,091円)のうち、7,220,704円(10,000口当たり16円)を分配 金額としております。 平成22年12月7日から平成23年1月5日まで 当該期末における分配対象金額401,507,954円(10,000口当た り1,042円)のうち、5,779,200円(10,000口当たり15円)を分配 金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	5,207,486円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	78,556,597円
分配準備積立金額	D	408,716,499円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	492,480,582円
当ファンドの期末残存口数	F	4,512,940,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,091円
10,000口当たり分配金額	Н	16円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	7,220,704円

╝			
]	項目		
3	費用控除後の配当等収益額	Α	2,754,478円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
3	収益調整金額	С	67,240,529円
3	分配準備積立金額	D	331,512,947円
Э	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	401,507,954円
1	当ファンドの期末残存口数	F	3,852,800,000 □
3	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,042円
3	10,000口当たり分配金額	Н	15円
3	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,779,200円

平成22年7月6日から平成22年8月5日まで 当該期末における分配対象金額474,414,600円(10,000口 当たり1,081円)のうち、6,138,608円(10,000口当たり14円)を分配金額としております。 平成23年1月6日から平成23年2月7日まで 当該期末における分配対象金額391,644,159円(10,000口当た り1,035円)のうち、5,675,550円(10,000口当たり15円)を分配 金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,716,381円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	76,330,962円
分配準備積立金額	D	395,367,257円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	474,414,600円
当ファンドの期末残存口数	F	4,384,720,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,081円
10,000口当たり分配金額	Н	14円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	6,138,608円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,902,923円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	66,038,843円
分配準備積立金額	D	322,702,393円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	391,644,159円
当ファンドの期末残存口数	F	3,783,700,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,035円
10,000口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,675,550円

平成22年8月6日から平成22年9月6日まで 当該期末における分配対象金額451,763,046円(10,000口 当たり1,072円)のうち、6,315,450円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

平成23年2月8日から平成23年3月7日まで 当該期末における分配対象金額385,075,712円(10,000口 当たり1,030円)のうち、5,603,100円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

Α	1,804,134円
В	円
С	73,385,480円
D	376,573,432円
E = A + B + C + D	451,763,046円
F	4,210,300,000 🗆
$G = E / F \times 10,000$	1,072円
Н	15円
$I = F \times H/10,000$	6,315,450円
	B C D E = A+B+C+D F G = E / F × 10,000

╝			
]	項目		
3	費用控除後の配当等収益額	Α	3,957,019円
3	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
3	収益調整金額	С	65,200,979円
3	分配準備積立金額	D	315,917,714円
Э	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	385,075,712円
1	当ファンドの期末残存口数	F	3,735,400,000 □
3	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,030円
	10,000口当たり分配金額	Н	15円
3	収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,603,100円

平成22年9月7日から平成22年10月5日まで 当該期末における分配対象金額433,111,117円(10,000口 当たり1,064円)のうち、6,103,605円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。 平成23年3月8日から平成23年4月5日まで 当該期末における分配対象金額379,588,162円(10,000口 当たり1,029円)のうち、5,532,435円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,362,057円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	70,938,726円
分配準備積立金額	D	359,810,334円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	433,111,117円
当ファンドの期末残存口数	F	4,069,070,000口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,064円
10,000口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	6,103,605円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	4,822,995円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	64,387,228円
分配準備積立金額	D	310,377,939円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	379,588,162円
当ファンドの期末残存口数	F	3,688,290,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,029円
10,000口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,532,435円

平成22年10月6日から平成22年11月5日まで 当該期末における分配対象金額419,306,648円(10,000口 当たり1,055円)のうち、5,961,105円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

平成23年4月6日から平成23年5月6日まで 当該期末における分配対象金額371,858,324円(10,000口 当たり1,020円)のうち、5,464,905円(10,000口当たり15円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,100,913円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	69,348,949円
分配準備積立金額	D	347,856,786円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	419,306,648円
当ファンドの期末残存口数	F	3,974,070,000 🗆
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,055円
10,000口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,961,105円

項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	2,292,062円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	В	円
収益調整金額	С	63,603,841円
分配準備積立金額	D	305,962,421円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	371,858,324円
当ファンドの期末残存口数	F	3,643,270,000 □
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	1,020円
10,000口当たり分配金額	Н	15円
収益分配金金額	$I = F \times H/10,000$	5,464,905円

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

() 並附向叩り() ルルにぼりる事項		
前期 自 平成22年 5 月7日 至 平成22年11月5日	当期 自 平成22年11月6日 至 平成23年 5 月6日	
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款 に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用することを目的とし ております。	1 金融商品に対する取組方針 同左	
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の 注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市 場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされ ております。		
3 金融商品に係るリスク管理体制	3 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用 リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性 の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行 なっております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額が 含まれております。当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件 等によった場合、当該価額が異なることもあります。 同左

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

71/138

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(2)全融商品の時価等に関する事項

(2) 並織向叩の時間寺に関する事項	
前期 平成22年11月5日現在	当期 平成23年 5 月6日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価 で評価しているため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 平成22年 5 月7日	自 平成22年11月6日
至 平成22年11月5日	至 平成23年 5 月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、	同左
一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ	
れていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記) 1 元本の移動

1 プロ・オ・マン・リン・エル			
前期	胡	当期	
自 平成22年	5 月7日	自 平成22年	11月6日
至 平成22年		至 平成23年	5 月6日
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	4,746,700,000 円 2,060,000 円 774,690,000 円	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,974,070,000 円 330,000 円 331,130,000 円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

US THIS I WILL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TOTAL TOTAL TO THE TOTAL TO THE TOTAL T			
	前期	当期	
	自 平成22年 5 月7日	自 平成22年11月6日	
	至 平成22年11月5日	至 平成23年 5 月6日	
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	48,982,945	59,855,601	
合計	48,982,945	59,855,601	

72/138

3 デリバティブ取引関係

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

前期(自 平成22年5月7日至 平成22年11月5日) 該当事項はございません。 当期(自 平成22年11月6日至 平成23年5月6日) 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1有価証券明細表 (1)株式(平成23年5月6日現在) 該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年 5 月6日現在)

<u> </u>				
種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受 益証券	アセットバック証券オ - プンマザー ファンド		2,091,569,525	
親投資信託受 益証券計	銘柄数:1		2,091,569,525	
	組入時価比率:99.0%		100%	
合計			2,091,569,525	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する 比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

アセットバック証券オープンマザーファンド

「アセットバック証券オープンCコース」および「アセットバック証券オープンDコース」は、「アセットバック証券オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「アセットバック証券オープンマザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成23年 5 月6日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,610,953,691
コール・ローン	122,924,427
国債証券	1,029,374,093
特殊債券	2,212,512,890
社債券	1,177,176,810
未収入金	1,127,064,597
未収利息	25,306,308
流動資産合計	7,305,312,816
資産合計	7,305,312,816
負債の部	
流動負債	
売付債券	287,451,237
未払金	2,691,744,103
未払解約金	13,500,000
流動負債合計	2,992,695,340
負債合計	2,992,695,340
純資産の部	
元本等	
元本	3,164,621,679
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,147,995,797
元本等合計	4,312,617,476
純資産合計	4,312,617,476
負債純資産合計	7,305,312,816

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女な云川万町にふる事項に属する江山)				
	自 平成22年11月6日			
	至 平成23年 5 月6日			
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価して おります。			
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換 算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが 国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計 算しております。			
3 費用・収益の計上基準	(1)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。			

(貸借対照表に関する注記)

其旧刈鴨衣に関する注記)	
平成23年 5 月6日現在	
1 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額	1.3628 円 13,628 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成22年11月6日 至 平成23年 5 月6日

- 1 金融商品に対する取組方針
 - 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
- 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
- 3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用 度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

78/138

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年 5 月6日現在

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 時価の算定方法

国債証券、特殊債券及び社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。

(その他の注記)

平成23年 5 月6日現在				
1 元本の移動及び期末元本額の内訳 期首 期首元本額 期首より平成23年 5 月6日までの期中追加設定元本額 期首より平成23年 5 月6日までの期中一部解約元本額	平成22年11月6日 3,518,683,112 円 101,832,612 円 455,894,045 円			
期末元本額 期末元本額の内訳 * アセットバック証券オ - プンAコ - ス アセットバック証券オ - プンBコ - ス アセットバック証券オ - プンCコ - ス アセットバック証券オ - プンDコ - ス	3,164,621,679 円 550,726,988 円 252,197,690 円 826,938,030 円 1,534,758,971 円			

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(3)附属明細表 第1 有価証券明細表

(1)株式(平成23年 5 月6日現在) 該当事項はございません。

1€ ¥B		光 无松恕	○	備
種類	銘柄	券面総額	評価額	考
国債証券	US TREASURY N/B	10,900,000.00	12,127,101.29	
	US TREASURY N/B	700,000.00	672,875.00	
米ドル計	銘柄数: 2	11,600,000.00	12,799,976.29	
			(1,029,374,093)	
	組入時価比率:23.9%		23.3%	
国債証券計			1,029,374,093	
			(1,029,374,093)	
 持殊債券	FN AC8064	2,656,083.82	2,749,790.72	\vdash
	FNCL 4.5 5/11 TBA	2,200,000.00	2,274,936.40	
	FNMA 15YR 933924	595,163.10	629,846.70	П
,	FNMA 15YR 845444	36,517.00	39,189.07	
,	FNMA 15YR 928535	72,100.23	77,173.26	
,	GNMA 30YR 589197	36,092.47	40,962.93	
	GNMA 364408	15,495.97	17,613.33	
	GNSF 4 5/11 TBA	6,900,000.00	7,046,625.00	
	GNSF 4.5 5/11 TBA	13,500,000.00	14,191,875.00	
	SBAP 1998-20F 1	340,863.92	372,331.11	
	SBAP 92-20H 1 PASS-THROG	15,466.55	16,024.53	
	SBAP 97-20E	50,533.57	55,605.22	
<u>米ドル計</u>	銘柄数:12	26,418,316.63	27,511,973.27	
			(2,212,512,890)	
	組入時価比率:51.3%		50.1%	L
持殊債券計			2,212,512,890	
			(2,212,512,890)	

4580% DBL CMO V 2A2A	31.63	55.35
BACM 2005-1 A4	1,790,000.00	1,852,922.43
BSARM 04-7 4A		359,435.87
BSCMS 2005-PW10 AM	300,000.00	311,267.67
BSCMS 2005-PWR9 A4A	1,000,000.00	1,076,794.40
CD_06-CD3 AM	200,000.00	208,339.48
CS FIRST BOSTON1997-C2AX	1,039,542.95	4,679.29
CSFB 2005-C2 A4	2,000,000.00	2,128,426.60
CSFB_05-C6 A4	1,500,000.00	1,630,139.70
DBL CMO TRUST V 1A1A	12,656.97	12,468.57
GECMC 2002-3A D	2,000,000.00	2,080,903.80
JPMCC 2010-C2 A3	400,000.00	397,929.44
JPMCC_05-LDP5 A4	1,000,000.00	1,096,278.00
MSC 2005-HQ6 A4A	1,000,000.00	1,082,509.00
MSC_2005-HQ5 A4	1,200,000.00	1,297,727.76
TIAA 2007-C4 A3	1,000,000.00	1,097,984.00
銘柄数:16	14,826,490.15	14,637,861.36
		(1,177,176,810)
組入時価比率:27.3%		26.6%
	BACM 2005-1 A4 BSARM 04-7 4A BSCMS 2005-PW10 AM BSCMS 2005-PWR9 A4A CD_06-CD3 AM CS FIRST BOSTON1997-C2AX CSFB 2005-C2 A4 CSFB_05-C6 A4 DBL CMO TRUST V 1A1A GECMC 2002-3A D JPMCC 2010-C2 A3 JPMCC_05-LDP5 A4 MSC 2005-HQ6 A4A MSC_2005-HQ6 A4A TIAA 2007-C4 A3 銘柄数: 16	BACM 2005-1 A4 BSARM 04-7 4A BSCMS 2005-PW10 AM BSCMS 2005-PWR9 A4A CD_06-CD3 AM CS FIRST BOSTON1997-C2AX CSFB 2005-C2 A4 CSFB_05-C6 A4 DBL CMO TRUST V 1A1A GECMC 2002-3A D JPMCC 2010-C2 A3 JPMCC 2010-C2 A3 MSC 2005-HQ6 A4A MSC_2005-HQ6 A4A TIAA 2007-C4 A3 1,790,000.00 384,258.60 1,000,000.00 200,000.00 200,000.00 1,009,000.00 2,000,000.00 1,500,000.00 1,000,000.00

(注)1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

社債券計

合計

- 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はございません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1,177,176,810

4,419,063,793 (4,419,063,793)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年5月31日現在

「Cコース」

資産総額	2,227,938,519	円
負債総額	1,096,473,441	円
純資産総額(-)	1,131,465,078	円
発行済口数	1,215,360,000	
1口当たり純資産額(/)	0.9310	円

「Dコース」

資産総額	2,120,435,996	円
負債総額	3,976,142	円
純資産総額(-)	2,116,459,854	円
発行済口数	3,604,430,000	
1口当たり純資産額(/)	0.5872	円

< ご参考 > 「<u>アセットバック証券オープンマザーファンド 」</u>

資産総額	4,333,764,973	円
負債総額	6,750,000	円
純資産総額(-)	4,327,014,973	円
発行済口数	3,131,835,530	
1口当たり純資産額(/)	1.3816	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他や むを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先 口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替 停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに したがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および 償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

<u>株主総会</u>

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

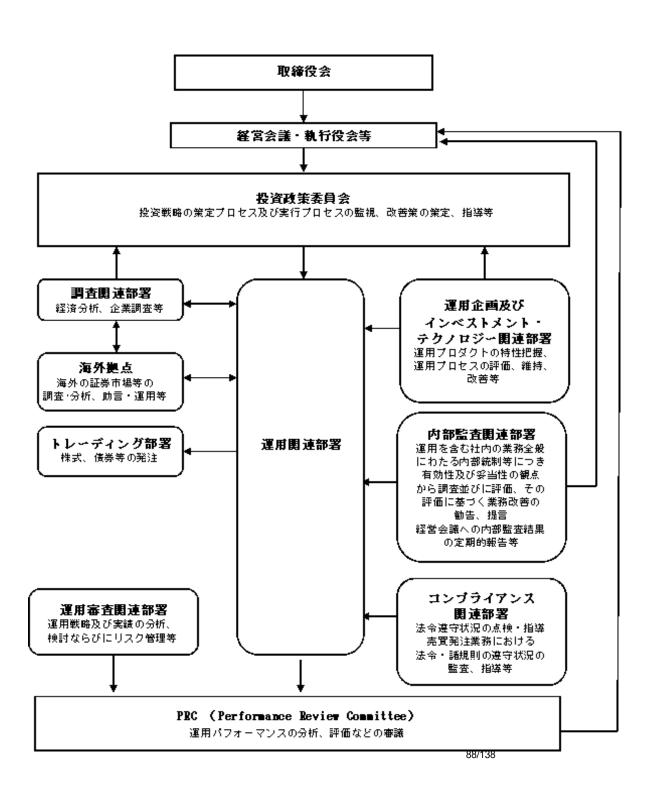
取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、口)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(b) 投資信託の運用体制

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年4月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	724	11,075,950
単位型株式投資信託	24	227,720
追加型公社債投資信託	19	5,042,554
単位型公社債投資信託	0	0
合計	767	16,346,223

3 【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51 期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期 事業年度(当事業年度)は、内閣府令第5号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度 及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度	(平成22年	当事業年度	(平成23年
		3月31日)			31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			520		538
金銭の信託			38,530		39,575
有価証券			5,100		1,400
短期貸付金			126		166
前払金			0		0
前払費用			47		41
未収入金			79		171
未収委託者報酬			9,756		10,032
未収収益			2,645		3,761
繰延税金資産			1,513		1,736
その他			143		12
貸倒引当金			6		6
流動資産計			58,457		57,430
固定資産					
有形固定資産			1,729		1,823
建物	2	635		576	
器具備品	2	1,094		1,246	
無形固定資産			11,839		10,649
ソフトウェア		11,836		10,647	
電話加入権		1		1	
その他		1		0	
投資その他の資産			28,988		32,430
投資有価証券		11,614		8,648	
関係会社株式		16,099		22,609	
従業員長期貸付金		366		235	
長期差入保証金		66		64	
長期前払費用		23		24	
繰延税金資産		490		582	
その他		327		265	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			42,557		44,903
資産合計			101,014		102,333

	_	T			有叫业分积古者
		前事業年度 3月	(平成22年 31日)	当事業年度 3月	(平成23年]31日)
区分	注記番号		<u>- </u>		百万円)
 (負債の部)	187				
流動負債					
関係会社短期借入金			11,000		8,000
預り金			95		87
未払金	1		6,217		7,645
未払収益分配金		4		4	
未払償還金		61		79	
未払手数料		4,226		4,517	
その他未払金		1,925		3,043	
未払費用	1		7,594		7,373
未払法人税等			849		800
前受収益			9		9
賞与引当金			2,538		2,900
流動負債計			28,305		26,818
固定負債					
退職給付引当金			4,576		4,064
時効後支払損引当金			475		481
その他			351		65
固定負債計			5,403		4,611
負債合計			33,708		31,429
(純資産の部)					
株主資本			64,074		68,279
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			35,164		39,369
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		34,479		38,684	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		9,872		14,077	
評価・換算差額等			3,231		2,624
その他有価証券評価差額金			3,056		2,694
繰延ヘッジ損益			175		69
純資産合計			67,306		70,903
負債・純資産合計			101,014		102,333

(2) 【損益計算書】

		(自 平成21	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	(自 平成22	業年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			76,293		81,230
運用受託報酬			10,576		13,165
その他営業収益			57		143
営業収益計			86,927		94,539
営業費用					
支払手数料			35,199		39,741
広告宣伝費			1,155		1,155
公告費			0		-
受益証券発行費			10		6
調査費			20,998		20,709
調査費		1,394		1,310	
委託調査費		19,603		19,398	
委託計算費			883		917
営業雑経費			2,493		2,451
通信費		222		207	
印刷費		1,293		1,148	
協会費		71		73	
諸経費		905		1,022	
営業費用計			60,740		64,980
一般管理費					
給料			9,912		10,131
役員報酬	2	388		322	
給料・手当		6,740		6,822	
賞与		2,784		2,987	
交際費			153		141
旅費交通費			458		484
租税公課			206		231
不動産賃借料			1,464		1,452
退職給付費用			1,116		1,054
固定資産減価償却費			4,630		4,575
諸経費			6,529		6,106
一般管理費計			24,471		24,176
営業利益			1,715		5,382

		… 声:	坐左	业事	光 左帝
		(自 平成21	業年度 年4月1日 年3月31日)	(自 平成2	業年度 2年 4 月 1 日 3年 3 月31日)
区分	注記番号	金額(ī	百万円)	金額(百万円)
営業外収益					
受取配当金	1	3,698		4,771	
収益分配金		6		9	
受取利息		5		6	
金銭の信託運用益		2,385		1,222	
為替差益		45		62	
その他		283		319	
営業外収益計			6,424		6,391
営業外費用					
支払利息	1	98		75	
時効後支払損引当金繰入額		37		13	
その他		53		9	
営業外費用計			189		98
経常利益			7,950		11,676
特別利益					
投資有価証券売却益		72		419	
株式報酬受入益		226		173	
特別利益計			299		593
特別損失					
投資有価証券売却損		60		149	
投資有価証券等評価損		70		10	
固定資産除却損	3	16		412	
システム利用契約解約違約金		63		20	
特別損失計			210		591
税引前当期純利益			8,039		11,677
法人税、住民税及び事業税			2,662		3,759
法人税等調整額			492		108
当期純利益			5,869		7,810

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	24,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,608	9,872
当期变動額		
別途積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204

		野村アセットマネジメント株式
当期末残高	9,872	有価証券報告書(内国投資信 14,077
利益剰余金合計		
前期末残高	32,900	35,164
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	35,164	39,369
株主資本合計		
前期末残高	61,810	64,074
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期变動額合計	2,264	4,204
当期未残高	64,074	68,279
・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期未残高	2,084	3,056
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	971	361
当期変動額合計	971	361
当期末残高	3,056	2,694
 繰延へッジ損益		
前期末残高	249	175
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	73	245
当期変動額合計	73	245
当期末残高	175	69
 評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,333	3,231
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	607
当期変動額合計	898	607
当期末残高	3,231	2,624
純資産合計		
前期末残高	64,143	67,306
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	3,605
当期純利益	5,869	7,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	607
当期変動額合計	3,162	3,597
 当期末残高	67,306	70,903

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

[重要な会計方針]

前事業年度 当事業年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1)子会社株式及び関連会社株式 (1)子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法 (同左) (2) その他有価証券 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 決算日の市場価格等に基 時価のあるもの (同左) づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年 (同左) 4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)に ついては、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 38~50年 建物 附属設備 8~15年 構築物 20年 器具備品 4~15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソ (同左) フトウェアについては社内における利用可能期間 に基づく定額法によっております。 5 . 引当金の計上基準 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金 - 般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。 検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権3百万円については、 債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込 額として債権額から直接減額しております。 (2) 賞与引当金 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上して (同左) おります。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去 勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数による定額法により、発生した 事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されている ヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が 認識されるまで純資産の部において繰り延べる方 法によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象 - 投資有価証券

(3)ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9.連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。 (3) 退職給付引当金

(同左)

(4) 時効後支払損引当金

(同左)

6. リース取引の処理方法

(同左)

7. ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権 については、振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約

ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金

(3)ヘッジ方針

投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

(同左)

9.連結納税制度の適用

(同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除 去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用 指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

[追加情報]

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き 換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一 部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐 用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該 資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百 万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万 円減少しております。	
(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来6月及び12月の年2回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月1日から3月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年1回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が4月1日から3月末日までに対応する金額を計上しております。	

[注記事項] 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度	末		
(平成22年 3 月31日)	(平成23年 3 月]31日)		
1.関係会社に対する資産及び負債	<u> </u>	1 . 関係会社に対する資産及び負債			
区分掲記されたもの以外で各種	斗目に含まれている	区分掲記されたもの以外	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている		
ものは、次のとおりであります。		ものは、次のとおりであり。	きす 。		
未払金	1,655百万円	未払金	2,442百万円		
未払費用	1,017	未払費用	762		
 2 . 有形固定資産より控除した減値	西償却累計額	2 . 有形固定資産より控除し	た減価償却累計額		
建物	369百万円	建物	437百万円		
器具備品	1,647	器具備品	1,874		
合計	2,017	合計	2,311		

損益計算書関係

前事業年度		当事業年度		
(自 平成21年4月1日		(自 平成22年4月1日		
至 平成22年3月31日)		至 平成23年3月31日)		
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記		
区分掲記されたもの以外で関係会	社に対するもの	区分掲記されたもの以外で	関係会社に対するもの	
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。		
受取配当金	3,542百万円	受取配当金	4,633百万円	
支払利息	98	支払利息	75	
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づ おります。	ブき支給されて	2 . 役員報酬の範囲額 (同	左)	
3 . 固定資産除却損 建物 器具備品 ソフトウェア	7百万円 5 4	3 . 固定資産除却損 ソフトウェア	412百万円	
		合計	412	
合計	16			

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	70100111-4 :: 1 <u>1100740 </u>					
株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数		
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株		

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円1株当たり配当額700円基準日平成21年3月31日効力発生日平成21年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 700円
 基準日 平成22年3月31日
 効力発生日 平成22年6月1日

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成22年5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,605百万円1株当たり配当額700円基準日平成22年3月31日効力発生日平成22年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

前事業年度
(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)
. ファイナンス・リース取引
1)所有権移転外ファイナンス・リース耳

1.

ス取引(通常の売 (1 買取引に係る方法に準じた会計処理によっているも

該当事項はありません。

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている もの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額 603百万円 減価償却累計額相当額 415 減損損失累計額相当額 期末残高相当額 188

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産 減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

午超 	96 195	
1 年超	96	
1 年以内	99百万円	

リース資産減損勘定期末残高 - 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、 減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 187百万円 リース資産減損勘定の 取崩額 減価償却費相当額 175 支払利息相当額 7 減損損失

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては利息法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	5百万円
1 年超	3
合計	8

当事業年度

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売 買取引に係る方法に準じた会計処理によっているも

(同左)

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている もの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

器具備品

取得価額相当額	417百万円
減価償却累計額相当額	325
減損損失累計額相当額	-
期末残高相当額	91

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産 減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

	 96
1 年超	22
1 年以内	73百万円

リース資産減損勘定期末残高 - 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、 減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	103百万円
リース資産減損勘定の	
取崩額	-
減価償却費相当額	96
支払利息相当額	3
減損損失	-

減価償却費相当額の算定方法

(同左)

利息相当額の算定方法

(同左)

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年以内	6百万円
1 年超	4
合計	10

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

		<u> </u>
貸借対照表計上額	時価	差額
520	520	-
38,530	38,530	-
126	126	-
9,756	9,756	-
15,890	15,890	-
3,064	92,414	89,350
67,888	157,238	89,350
11,000	11,000	-
6,217	6,217	-
7,594	7,594	-
849	849	-
25,662	25,662	-
-	-	-
86	86	-
86	86	-
	520 38,530 126 9,756 15,890 3,064 67,888 11,000 6,217 7,594 849 25,662	520 520 38,530 38,530 126 126 9,756 9,756 15,890 15,890 3,064 92,414 67,888 157,238 11,000 11,000 6,217 6,217 7,594 7,594 849 849 25,662 25,662 - - 86 86

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照くだる い。 (6)関係会社株式 取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式(貸借対照表計上額:投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4 / - 1 - 	1年超	5年超	4 o /T +T
	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
預金	519		•	
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該 帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式(貸借対照表計上額:投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

(+2:1/313)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
預金	537	-	-	-	
金銭の信託	39,575	-	-	-	
短期貸付金	166	-	-	-	
未収委託者報酬	10,032	-	-	-	
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-	
合計	51,713	0	1	-	

有価証券関係

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成22年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成22年3月31日) 該当事項はありません。

3.子会社株式及び関連会社株式(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
関連会社株式	3,064	92,414	89,350	
合計	3,064	92,414	89,350	

4. その他有価証券(平成22年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(日7113)	(日/기13)	(日/1111)
株式	5,656	282	5,373
投資信託(1)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,031	2,326	295
譲渡性預金	5,100	5,100	-
小計	7,131	7,426	295
合計	15,890	10,710	5,179

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替 予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175 百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	-	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成23年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成23年3月31日) 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

貸借対照表 区分 計上額		時価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
関連会社株式	3,064	79,658	76,594	
合計	3,064	79,658	76,594	

4. その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの				
株式	4,930	282	4,647	
小計	4,930	282	4,647	
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの				
投資信託(1)	2,922	3,003	80	
譲渡性預金	1,400	1,400	-	
小計	4,322	4,403	80	
合計	9,252	4,685	4,566	

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の	デリバティブ取	主なヘッジ	契約額等	契約額等の	n±/#	当該時価の
方法	引の種類等	対象		うち1年超	時価	算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	17	先物為替相場によって いる
合 計		3,082	1	17		

(2)株式関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の	デリバティブ取引	主なヘッジ	契約額等の 契約額等の うち1年超	吐布	当該時価の	
方法	の種類等	対象		うち1年超	時価	算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	68	取引所の価格によっている
合 計			967	-	68	

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の デリバティブ取 方法 引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等 のうち1年 超	時価	当該時価の 算定方法
----------------------------	-------------	------	--------------------	----	---------------

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	有価証 65		受益証券)
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-	
	合 計		3,013	-	(*1) 65	-	

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)

イ.退職給付債務	12,427百万円
口.年金資産	6,488
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,938
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,015
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	653
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	4,576
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト-チ)	4,576

3.退職給付費用に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

イ.勤務費用	524百万円
口.利息費用	247
八.期待運用収益	136
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	357
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト.退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	952
チ. その他(注)	163
計	1,116

(注)確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準口. 割引率2.1%八. 期待運用収益率2.5%

八. 期待連用収益率 2.5 二. 過去勤務債務の額の処理年数 16²

16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数 (1) 退職

(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理す ることとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

イ.退職給付債務	12,965百万円
口.年金資産	7,475
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,489
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,037
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+二+ホ+へ)	4,064
チ.前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	4,064

3.退職給付費用に関する事項(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

イ.勤務費用	535百万円
口.利息費用	260
八.期待運用収益	162
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	254
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+二+ホ+へ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054

⁽注)確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準ロ. 割引率2.1%

八.期待運用収益率 2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数 16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして

おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数 (1) 退職一時金に係るもの

1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用処 理することとしております。)

へ、会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

前事業年度末		当事業年度末	
(平成22年3月31日)	++	(平成23年3月31日)	n + t E E
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	土は原囚	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	ひ 土 な 原 囚
別の内訳		別の内訳	
操延税金資産 	百万円	繰延税金資産 	百万円
退職給付引当金	1,876	退職給付引当金	1,666
賞与引当金	1,040	賞与引当金	1,189
所有株式稅務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	614	投資有価証券評価減	569
ゴルフ会員権評価減	510	ゴルフ会員権評価減	509
減価償却超過額	369	減価償却超過額	307
未払確定拠出年金掛金	217	未払事業税	206
子会社株式売却損	196	時効後支払損引当金	197
時効後支払損引当金	194	子会社株式売却損	196
その他	268	未払確定拠出年金掛金	107
繰延税金資産小計	6,173	繰延ヘッジ損失	48
評価性引当金	1,923	その他	184
操延税金資産計 	4,250	繰延税金資産小計	6,069
——操延税金負債		評価性引当金	1,878
繰延ヘッジ利益	122	繰延税金資産計	4,190
有価証券評価差額金	2,123	繰延税金負債	
操延税金負債計 	2,245	有価証券評価差額金	1,872
操延税金資産(純額)	2,004	繰延税金 自 債計	1,872
		繰延税金資産(純額)	2,318
		**************************************	2,010
┃ ┃ 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人	税等の負	- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法 <i>。</i>	人税等の負
担率との差異の原因となった主な項目別の		担率との差異の原因となった主な項目別の	
法定実効税率	41.0%		41.0%
(調整)	41.070	(調整)	41.070
〈『 ^理 交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%		0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない	1.470	受取配当金等永久に益金に算入されな	0.070
日 項目	9.2%		13.2%
境日 住民税等均等割	0.0%	1	0.0%
	3.5%		5.8%
ラックスペインク税制 外国税額控除	2.4%		0.6%
ア国代領任所 その他	0.3%		0.6%
その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	での他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%
1ル以木云引旭川後の広入杭寺の貝担率	21.0%	が以木云引煙用後の広入枕寺の貝担率 ・	JJ. 1%

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

関連当事者情報

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	野村ホー ルディン 東京都 グス株式 中央区 会社				資金の借入 (*1)	168,000	関係会社 短期	11,000		
親会社			I 594 492 I	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の返済	169,000	借入金	11,000
	XII						借入金利息 の支払	98	未払費用	3

(イ)関連会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600	情報 サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*2)	6,866	未払費用	0

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業		当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	26,417 (注)3	未払手数料	3,469
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド ・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	3,263	未払費用	940

(エ)役員及び個人主要株主等 該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。
 - 3. 平成21年11月23日付で野村證券㈱はジョインベスト証券㈱を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券㈱の取引は野村證券㈱に引継がれております。野村證券㈱との取引金額には、合併前のジョインベスト証券㈱と当社の取引金額を含んでおります。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財 務諸表は以下のとおりであります。

		(百万円)
	㈱野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	m7 + 1 - +						資金の借入 (*1)	137,500	関係会社 短期	8,000
親会社	野村ホー ルディン 東京都 グス株式 中央区 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸 借等 役員の兼任	資金の返済	140,500	借入金	8,000		
	XII						借入金利息 の支払	75	未払費用	3

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノア・メスジイト・Pt マントゥンメリッス・ファッシー・ファッショー・ファッシー・ファッショー・ファッシー・ファッシュファッショー・ファックス	シンガ ポール 共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受 (*2)	5,762	·	-
関連 会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都 千代田 区	18,600 (百万円)		(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託(*3)	6,794	未払費用	61

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに役 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835
親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*5)	2,657	未払費用	939

(エ)役員及び個人主要株主等 該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けております。
 - (*3) ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定して おります。
 - (*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財 務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度	
(自 平成21年4月1日		(自 平成22年4月1日	
至 平成22年 3 月31日)		至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,067円44銭	1 株当たり純資産額	13,765円90銭
1株当たり当期純利益	1,139円63銭	1 株当たり当期純利益	1,516円39銭
↑ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在		潜在株式調整後1株当たり当期純利益	きについては、潜在
株式が存在しないため記載しております	せん 。	株式が存在しないため記載しておりま	きせん。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	<u> </u>
損益計算書上の当期純利益	5,869百万円	損益計算書上の当期純利益	7,810百万円
普通株式に係る当期純利益	5,869百万円	普通株式に係る当期純利益	7,810百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要	な内訳
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行う こと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させ るおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の 親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい ます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政 令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店 頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありませ *h*。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 平成23年4月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金 融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

^{*} 平成23年4月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
BlackRock Financial Management, Inc. (ブラックロック・ファイナン シャル・マネジメント・インク)	8,787,470,000 ドル	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(BlackRock Financial Management, Inc.は、米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され、当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

^{*} 平成23年3月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金: 10,000百万円

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3 【資本関係】

- (1) 受託者(持株比率5.0%以上を記載します。) 該当事項はありません。
- (2) 販売会社(持株比率5.0%以上を記載します。) 該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社 (持株比率5.0%以上を記載します。) 該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年11月11日 臨時報告書

平成23年1月14日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成23年2月14日 臨時報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 英公一

指定有限責任社員 業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成23年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英公 一

指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成22年12月15日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセットバック証券オープンCコースの平成22年5月7日から平成22年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットバック証券オープンCコースの平成22年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

平成22年12月15日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセットバック証券オープンDコースの平成22年5月7日から平成22年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットバック証券オープンDコースの平成22年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

平成23年6月14日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセットバック証券オープンCコースの平成22年11月6日から平成23年5月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットバック証券オープンCコースの平成23年5月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

平成23年6月14日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアセットバック証券オープンDコースの平成22年11月6日から平成23年5月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットバック証券オープンDコースの平成23年5月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>